

自転車をご利用の皆さん ルールを守って 安全なまちづくりに取り組みましょう



東小橋地域での取り組み

鶴橋駅周辺 ▶ 自転車利用のマナーアップ活動!!

鶴橋駅周辺(千日前通り)は、飲食店などが多くあるため、歩行者や自転車利用者、車などの通行量が多くなっています。また、相当数の自転車が歩道・車道に放置されているため、スムーズな通行の妨げとなって、歩行者や自動車・自転車との接触事故が起こりやすくなっています。

そこで…東成区では以下の取り組みを行っています!!

その1

自転車利用マナーアップキャンペーン

東小橋地域活動協議会の方々、警察、区役所など関係機関とともに毎月20日に鶴橋駅周辺でキャンペーンを行っています!



その2

自転車利用に関するアンケート調査

東小橋地域にお住まいの方を対象にアンケート調査を行い、皆さまのご意見を参考に快適に通行できる道路環境になるよう取り組んでいます!



その3

東小橋小学校児童の絵画が路面シートに

自転車マナーをテーマに東小橋小学校児童の皆さまが描いてくれた絵画の中から入選作品を路面シートにして歩道に貼り付け、自転車利用マナーの改善を促進します!



東成区では、
全交通事故の内、
4割が自転車関連
事故となっています



「他人が置いているから」
と思っていませんか?

こんな障害をもたらします!

- 街の景観を損なう
- 安全に歩けない
- 車の流れを妨げる
- 緊急活動(救急等)ができない

**自転車は
駐輪場など決められた
ところに置きましょう!**



自転車は「軽車両」車の仲間です!

《自転車安全利用5則》

大阪府警察ルールブック

検索

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車保険の加入義務化

自転車の安全で適正な利用を促進するため、平成28年4月に大阪府自転車条例が制定されました。

条例の制定により、大阪府では
自転車保険に加入しなければなりません。
様々な保険があります。

詳しくは **おおさか自転車ほけん** 検索

もしも… **自転車事故で加害者になったら、**

高額賠償事例 賠償額 9,521万円

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令(神戸地裁 平成25年7月判決)

平成27年6月に施行された改正道路交通法により、自転車の運転に関して、信号無視などの **危険な違反行為** を繰り返すと、自転車運転者講習を受講しなければなりません。

一定の危険な違反行為をして
2回以上
検挙され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

自転車運転者講習を受講

講習時間 → **3時間**

手数料 → **5,700円**

受講しなかった場合 **5万円以下の罰金**

危険な違反行為とは?

信号無視・酒酔い運転・ブレーキ不良自転車運転・安全運転義務違反 など

自転車の
傘差し運転は危険
行為になるの?



一般的な傘の多くは制限を超えています。使用しないでください!!